

## 第5章 みんなで創る街

## 第1節 市民活動の促進

### 第1 市民参画・活動

#### 現況と課題

市民の市政への関心を高めるため、広報紙やホームページなどによる広報活動とともに、個人情報保護に努めながら、積極的な行政情報の公開に努めています。

また、市民の意見や要望を市政に反映させるための広聴活動として、「市長への手紙」や「市民と市長との懇談会」など、市民ニーズの把握に努めるとともに、各種審議会等においては、市民公募を進め、市民との協働による計画づくりに取り組んでいます。

本市には、11の支会と185の自治会があり、11の市民センターや自治会館などを拠点にして、地域の清掃や防火・防犯活動、伝統文化の継承などの地域活動を行っています。

近年、自治会への加入率は低下していますが、従来からの地域コミュニティ活動とともに、福祉や生涯学習などの様々なグループ活動、イベントや祭りなどへの参加と交流が進んでいます。

さらに、福祉、環境、市内清掃、公園ガイドなど、様々なボランティア活動が広がるとともに、居宅介護サービスの提供などのNPO等が設立されています。

地方分権を地域住民とともに進めるため、多様な機会と情報媒体を活用した広報・広聴活動による、市民と行政との双方向のコミュニケーションを図り、市民と行政が連携したまちづくりを推進することが求められています。

また、市民の連帯意識を高め、地域活動の活性化、グループ活動やイベント交流の促進などによる活発なまちづくりや、様々な分野のボランティア・NPO活動への支援などが求められます。

#### 基本方針

広報広聴活動や情報公開を充実し、市民と行政が連携したまちづくりを推進します。

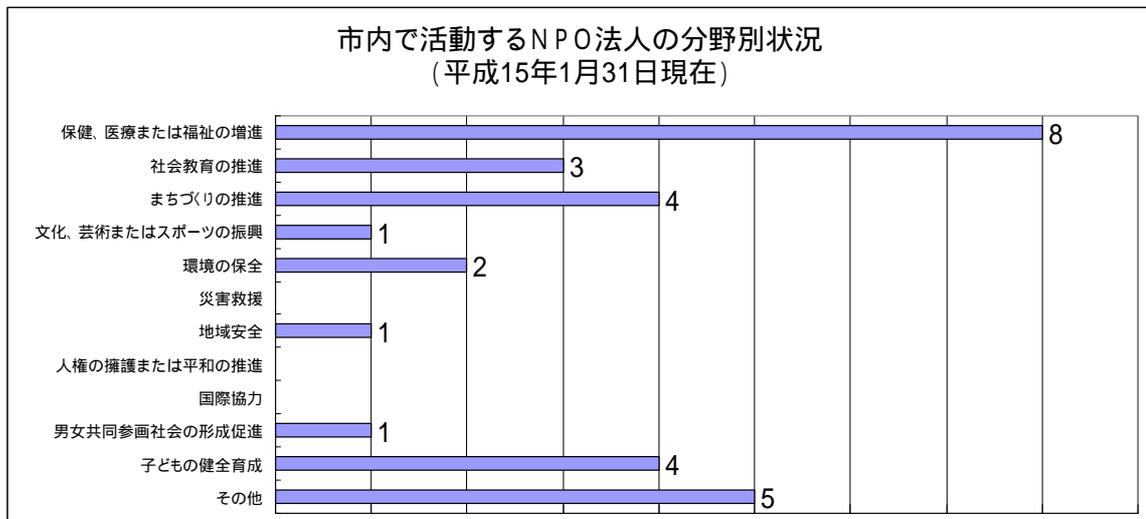
市民の地域活動やグループ活動を促進するとともに、地域活動とグループ活動とが交流・連携する連帯感のある地域社会の実現を図ります。

市民が社会に貢献する豊かな地域社会が形成できるよう、ボランティア・NPOへの支援を行い、市民の積極的な参加を促進します。

## まちづくりの指標

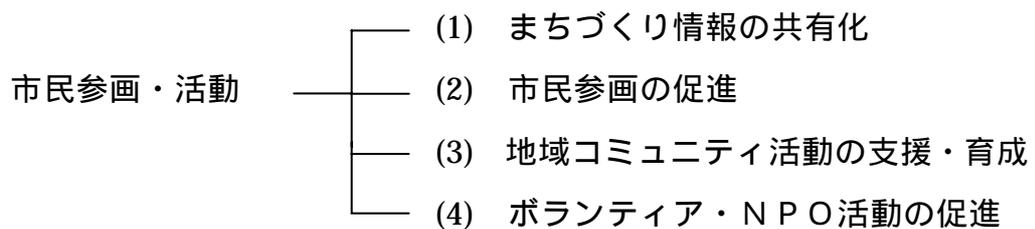
指標名	現状	目標（平成19年度）
ボランティア活動に参加している市民の割合	13.6%	倍増

この指標は、ボランティアやNPOの活動を支援することで、こうした活動に参加する市民を増やしていこうとする指標です。現状の値は、第26回市政総合世論調査の結果です。



注：その他は、「以上の活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動」

## 施策体系



## 基本施策

### (1) まちづくり情報の共有化

「広報おうめ」の紙面づくりについては、お知らせ記事については要点を絞り、親しみやすく、読んだ内容が市民に役立つとともに、まちづくりへの関心や意欲が高められるように努めます。

青梅市ホームページの充実を図り、行政情報とともにまちづくり活動の

積極的な情報提供を図ります。

「青梅市情報公開条例」「青梅市個人情報保護条例」にもとづき、情報公開の原則に対応した文書管理の徹底を図るとともに、個人情報の保護に努めながら行政情報の公開を推進します。

市民の意見や要望を的確に把握するため、要望等の受理、定期的な市政総合世論調査の実施、市民と市長の懇談会の継続など、広聴活動の充実を図ります。

「青梅市の統計」の毎年刊行を目指すとともに、市内LANやホームページを利用し、統計資料の積極的な活用を図ります。

## (2) 市民参画の促進

地域活動を志す市民を支援するため、拠点となる施設を整備し、市民参画の促進を図ります。

分野別の計画や政策づくりなどに当たっては、市民アンケート調査、ワークショップ、審議会等への公募市民枠の拡大に努め、広く市民の参画を促進し、市民の理解と協力を要請します。

地域行事やイベントなどへの市民参画を促進するとともに、市民の意見がまちづくりに反映されるよう、参加や意見発表の機会の充実を図ります。

「学術・文化・産業ネットワーク多摩」の行う諸事業に取り組み、産学公が連携した地域活性化を推進します。

## (3) 地域コミュニティ活動の支援・育成

地域の自治会館について、新築や補修などの補助を行っていますが、今後、自治会館をコミュニティ活動の拠点として、より多くの市民が活用できるよう支援します。

市民の連帯意識・自治意識の高揚とリーダーの養成などに努め、各地域の個性に合わせて、市民による地域づくり活動を促進し、地域の活性化を図ります。

自治会、高齢者クラブや子供会などの活性化を図るとともに、イベントや祭りなどを通して、世代や活動領域を超えた相互交流による、地域の良さの再発見・再発掘を促進します。特に子どもたちにふるさとの素晴らしさを伝えるよう努めます。

グループ活動を促進し、その活動がまちづくりに生かせるよう、情報提供や相談体制の充実など、ボランティア活動への参加などを促進します。

青梅マラソンや生涯学習フェスティバル、青梅宿アートフェスティバルなど、市民が楽しみ、市のイメージアップにもつながるイベントや祭りへの支援に努めます。

コミュニティ活動の場となる市民センター施設について、地域住民の団体等による管理を促進します。

また、小中学校などの公共施設の積極的な地域開放を図ります。

(4) ボランティア・NPO活動の促進

「青梅市ボランティア活動等推進基本指針（仮称）」にもとづく、市民の創意を生かした地域づくりに向け、ボランティア・市民活動の促進を図ります。

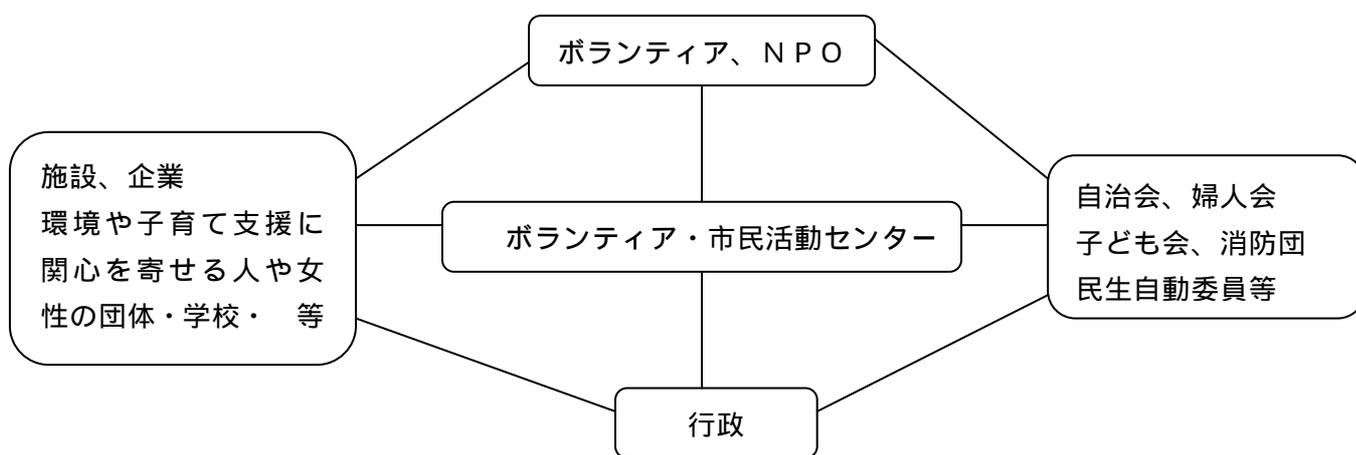
積極的な情報提供を図りながら、市民のボランティア意識の高揚に努めるとともに、活動の中心となる人材の育成、ボランティア・NPOの設立などを支援するとともに、市民のボランティア活動への参加を促します。

市民のボランティア・NPO活動を支援する拠点施設として、「総合ボランティアセンター（仮称）」を整備し、情報提供や相談体制を強化するとともに、各団体と行政とが連携・協働できる市民参加型行政サービスを推進します。

事業計画

事業名	事業概要
「広報おうめ」の充実	親しみやすく、市民に役立つ広報づくりに向けたシステムを導入する。
青梅市ホームページの充実	市民サービスの充実・向上を図るため、現行ホームページを全面的に見直し、更改する。
市政総合世論調査の実施	市民の生活意識と市政各分野にわたる意向、要望を把握し、行政運営の参考とするため、定期的に調査を実施する。

ボランティア基本方針体系図



## 第 2 節 効率的な市政運営

### 第 1 行政運営

#### 現況と課題

国の財政悪化と構造改革への取組、市町村合併の動き、分権型社会への移行、成熟社会の市民ニーズの多様化・高度化など、市町村の行財政を取り巻く環境は厳しさを増すとともに、行政課題は増大しています。

本市では、平成 8 (1996) 年度に「青梅市行政改革大綱」、平成 12 (2000) 年度に 3 つの着眼点を加えた「同改定大綱」、また平成 14 (2002) 年度に「行財政改革大綱」を策定し、住民票等自動交付機の設置や青梅市民証の発行など、市民サービスの向上に努めるほか、時代に即した効果的な施策の推進、簡素で活力ある執行体制の確立、財政運営の健全化、行政情報化など行政改革の推進に取り組んでいます。

厳しさが増す財政事情と増大する行政需要に対応するため、「行財政改革大綱」にもとづき、既存の慣例や制度にとらわれることなく、新たな視点から行政事務全体の見直しを進めていく必要があります。

#### 青梅市行財政改革大綱重点取組項目

数値目標を設定し、この目標の実現に向け、特に重点的に取り組んでいきます。

##### 1 適正な定員管理（職員定数の見直し）

目標 ... 職員定数 50 人の削減

- \* 平成 19 年度までの計画期間中に、組織・機構の見直し等により、職員定数 50 人の削減を目指します。（病院事業を除く。）

##### 2 財政構造の改善

目標 ... 計画期間中経常収支比率 85 パーセント以内

- \* 財政計画を策定するとともに、経常経費の徹底した節減に努め、各年度における経常収支比率 85 パーセント以内を目指します。

##### 3 市税の収納率の向上

目標 ... 計画期間中現年度収納率 98 パーセント以上

- \* 市の基幹財源である市税の徴収体制の強化を図り、収納率の向上に努め、現年度収納率 98 パーセント以上を目指します。

##### 4 競艇事業収益金の確保

目標 ... 単年度収益金 8 億円以上の確保

- \* 徹底した経営改善を推進し、計画期間中における単年度収益金 8 億円以上の確保を目指します。

## 基本方針

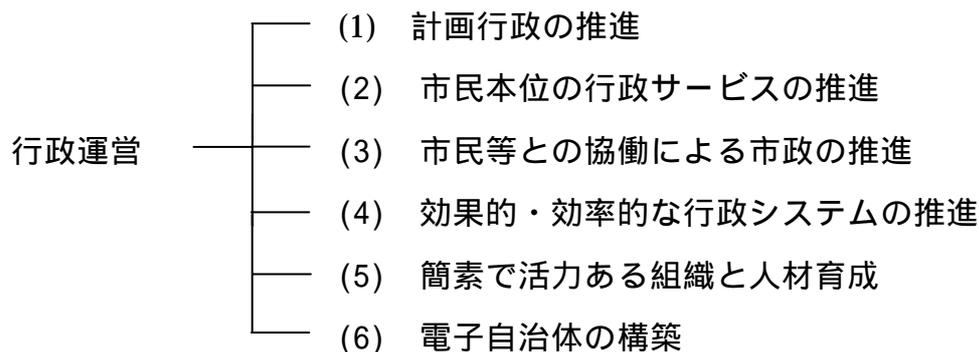
総合長期計画の実現に向け、「行財政改革大綱」にもとづき、市民本位の行政サービスの推進、市民等との協働による市政の推進、効果的・効率的な行政システムの推進や簡素で活力ある組織と人材の育成を行います。

## まちづくりの指標

指標名	現状	目標（平成19年度）
市役所に対する印象として、仕事の能率が良いと思う市民の割合	20.8%	50%以上

この指標は、行財政改革や職員の意識改革を進め、仕事の効率と市民サービスの向上を図り、その成果を市民に評価していただくとする指標です。現状の値は、第26回市政総合世論調査の結果です。

## 施策体系



## 基本施策

### (1) 計画行政の推進

時代の急激な変化、厳しい財政状況、多様化し高度化する市民ニーズなどに対応するため、行財政改革大綱、同実施計画にもとづき、計画的な行財政運営を図り、その結果を市民に公表します。

政策研究の充実等、職員の意識向上を図り、分野別計画づくりへの関係組織の連携と協力、市民参画機会の充実などを進め、総合長期計画にもとづく事業の実現を図ります。

チャレンジプログラムの実行や、庁内情報化の取組みなど、技術的・専門的に横断的な連携が求められる事業については、必要に応じて市民の参画する検討組織（プロジェクトチーム）を編成し、多方面からの英知を結集し、事業を推進します。

計画的な事業の進行管理に向けて、各種実施計画を策定するとともに、業務目標管理（行政評価）手法により、「計画・執行・点検・見直し」を

行い、業務の進行管理と、その情報を反映させる仕組みの確立に取り組みます。

(2) 市民本位の行政サービスの推進

市民サービスの提供方法や手続を見直し、市民の利便性の向上を図ります。

市民に信頼され、公正な行政を推進するため、行政情報の一層の公開、市民ニーズの的確な把握、インターネット等を活用した情報発信など、行政の透明性と説明責任の積極的な対応を図ります。

(3) 市民等との協働による市政の推進

各種事業の市民参加の仕組みづくりを積極的に推進するとともに、市内の大学等や各種団体等との事業の連携を図り、市民協働型の市政を推進します。

市民ボランティア・NPOに対する積極的な育成・支援を行うとともに、公共施設等における管理や各種事業の協働を推進します。

(4) 効果的・効率的な行政システムの推進

限られた財源と人的資源の有効活用を図るため、事務事業の見直し基準や行政評価手法を取り入れ、徹底した事務事業の見直しを行います。

民間に委託している業務について、見直し基準にもとづき点検し、競争性が発揮されるようにします。また、PFI（民間資本による社会資本整備）について研究します。

市からの補助金等による事業について、見直し基準にもとづき検討し、整理合理化を図ります。

広域的に対応すべき課題については、近隣市町村との連携をとりながら対応します。

IT（情報技術）を活用した電子自治体への対応を進め、質の高い行政サービスの提供、庁内全体の情報の共有化と業務間の連携を強化し、市民サービスの向上を図ります。

(5) 簡素で活力ある組織と人材育成

総合長期計画の実施に併せ、その実現に対応した組織・機構の再編を行います。

スクラップ・アンド・ビルドの徹底を基本とした定員管理に努めるとともに、適正な人事管理制度や給与等を見直しを図ります。

市民に対して、的確な助言や説明などができるよう、職員の能力開発と意識改革を図ります。

青梅市ふれあい公社については、青梅市社会福祉協議会との統合を進めます。

(6) 電子自治体の構築

組織全体のセキュリティに関する基本方針や行動指針を策定し、個人情報等の情報の保護に努めます。

職員の情報通信機器およびインターネットの活用能力を高めます。

「青梅市ホームページ」を全面的にリニューアルし、機動的な情報発信と市民からの情報収集による双方向のコミュニケーションを推進します。

文書管理システムを導入し、手続の簡略化、電子決裁の導入等による決裁の迅速化など、事務の効率化を進めます。

人事管理に関する総合情報システムを更新し、事務を効率化します。

インターネットを活用した電子入札等を導入し、契約事務の競争性、透明性などの向上、申請者の負担軽減、事務処理の効率化を図ります。

地方税電子申告システムを導入し、納税者の負担軽減と事務の効率化を図ります。

滞納管理システムを導入し、市税、保険税、介護保険料等の税および使用料手数料の滞納情報を一元管理化し、滞納整理事務の効率化と収納率の向上を図ります。

戸籍情報システムの導入や住民基本台帳ネットワークシステムの構築など、窓口サービスの迅速化を進めます。

障害者福祉システムの導入、健康管理システムの更新など、市民サービスの向上と事務処理の迅速化を図ります。

道路台帳等の管理システムやCAD(コンピュータ設計支援)システムを導入し、台帳情報や設計図面の電子データ化を進め、市民サービスの向上と手続の迅速化を図ります。

社会教育施設利用の利便を図るため、インターネットを活用した施設予約システムを導入するとともに、郷土博物館収蔵資料管理システムを整備し、保存、展示の効率化を図ります。

選挙の際の投票区について、人口増加等を考慮し、その規模の適正化を図るとともに、投票所に当日投票所管理システムを導入し、受付事務の迅速化と従事職員の削減を図ります。

なお、電子投票については、投票機器の改善等の課題が残されており、他の自治体とも連携をとりながら導入についての検討を行います。

## 事業計画

事業名	事業概要
行政評価手法の導入	効率的で効果的な行政を実施するとともに、市民に分かりやすく説明するため、行政評価制度を導入する。
人事評価制度の導入	職員の能力・実績を客観的に評価するため、人事評価システムを導入する。
情報セキュリティポリシー策定	組織全体の情報の安全性を保つための基本方針や行動指針を構築する。
ホームページの充実	市民サービスの充実・向上を図るため、現行ホームページを全面的に見直し、更改する。
文書管理システムの導入	文書管理システムを導入し、事務の効率化を図る。
職員総合情報システムの更新	人事管理に関する総合情報システムを更新する。
住民基本台帳ネットワークシステムの整備	2次稼働に向けた対応を図るとともに、的確な運用を図る。
戸籍情報システムの導入	市民サービスの向上と、事務の効率化を図るため戸籍情報システムを導入する。
障害者福祉システムの導入	各種手当等の事務を電算処理化し、事務効率と市民サービスの向上を図る。
健康管理システムの更新	市民ニーズに対応するため、成人健診、予防接種および母子健診にかかる健康管理システムを更新する。
道路台帳等管理システムの導入	道路台帳等のデジタル化に伴うシステムを導入する。
CAD(コンピュータ設計支援)システムの拡充	設計図面や各種データを電子データ化するため、CAD(設計支援)システムを拡充する。
施設予約管理システムの導入	社会教育施設等の空き情報検索や予約が可能な施設予約システムを構築する。
図書館情報システムの整備	既存システムに加え、図書予約システムの構築などインターネットを活用したシステム整備を図り、図書館情報システムを充実する。
当日投票所管理システムの導入	当日投票受付事務の迅速化と選挙事務従事職員の削減を図るため、投票所に当日投票所管理システムを導入する。

---

## 第2 広域行政

---

### 現況と課題

---

市民の生活圏は、交通網の整備、情報技術の飛躍的な進展などにより、市の区域を超え、拡大しています。

本市は、西多摩地域広域行政圏協議会を構成し、「西多摩地域広域行政圏計画」にもとづく施策を推進するとともに、西多摩衛生組合などの一部事務組合を設け、ごみ処理などの共同処理を行っています。

また、「学術・文化・産業ネットワーク多摩」の一員として、多摩地域の活性化に向けた研究や事業などに取り組んでいます。

西多摩地域の拠点都市として、また、業務核都市として、市民の生活・文化ニーズの高度化・多様化への対応を図るため、近隣市町村との、より一層の連携による広域行政の推進が求められています。

### 基本方針

---

近隣市町村との連携と機能分担により、広域交通網、産業振興、環境など、広域的な事務・事業の共同化と連携を図るとともに、地方分権に対応した個性的な地域づくりに向けて広域行政推進体制の強化に努めます。

### 施策体系

---

広域行政 ————— (1) 広域行政の推進

### 基本施策

---

#### (1) 広域行政の推進

西多摩地域広域行政圏協議会の共同事務・事業の充実を図り、行政運営の効率化と市民サービスの向上に努めます。

近隣市町村との連携を図り、交通網の整備や森林資源の保全と活用などを関係機関に要請します。

関係市町村との連携を図り、圏央道の中央道八王子ジャンクション、東名高速自動車道や東北自動車道への早期延伸を要請します。

産公学民が連携した地域振興の取組、産業振興、多摩川の保全・活用など、分野別の連携（ネットワーク）事業を推進します。

市民やボランティア・NPO等の活動やスポーツイベント等の取組を支援し、市町村を超えた市民活動や交流を促進します。

市民ニーズの把握に努めながら、市町村合併についての研究を西多摩地域広域行政圏協議会と連携して進めます。

### 第3 庁舎等の整備

#### 現況と課題

本市には、市役所庁舎をはじめ、総合病院、保健・福祉施設、教育施設、運動施設や公園など様々な公共施設があります。

昭和36(1961)年に建設した市役所庁舎は築後40年が過ぎており、事務室は狭あい、分散し、またバリアフリー化が未整備など、建て替えの時期を迎えています。このほか、小中学校が築後20～35年を経過しているほか、総合病院、市民センター、運動施設などにおいても計画的な施設の修繕が課題です。

公共施設は、市民が行政サービスを受取る拠点施設であり、さらに、大規模地震などの災害時の避難所として重要な役割を果たすことから、計画的に公共施設の修繕・改修を行う必要があります。

#### 基本方針

市民が快適で便利に公共施設を利用し、さらに、災害時に安心して避難できる防災拠点として、庁舎の建設をはじめ、公共施設の計画的な修繕・改修を進めます。

#### 施策体系



#### 基本施策

##### (1) 庁舎の建設

市民ニーズの把握に努めるとともに、事業規模や設計などについて庁舎建設検討特別委員会の意見を取り入れた、市民にとって利便性の高い新庁舎を建設します。

##### (2) 公共施設の計画的な修繕・改修

今後、改築や改修が必要となる既存公共施設について、計画的な改修計画を策定し、修繕や改修を進めます。

## 第4 財政運営

### 現況と課題

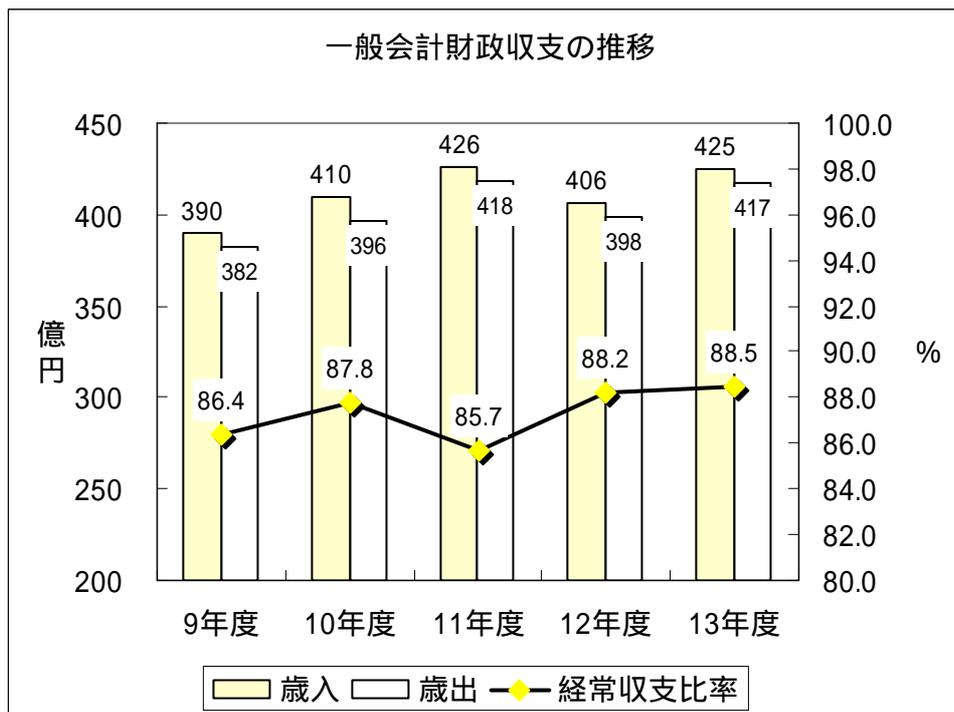
本市は、昭和30年代以降、基幹財源である市税や収益事業収益金等による財政力を背景に、人口増や都市化に対応するため、まちづくりなどに力を注ぎ、都市基盤や教育施設の整備をはじめ、市立総合病院や地域施設の整備等を積極的に推進してきました。

しかし、バブル経済崩壊後は、長引く景気低迷や国の減税対策などの影響を受け、市税収入は伸び悩み、収益事業も悪化し非常に厳しい財政状態になりました。

このため、事務事業等に要する特定財源などの確保に努める一方、行政改革等に取り組み、事業の見直しや経常的経費の抑制・削減、さらに、投資的経費の削減などにより財源を確保し、市民福祉の向上等に対応してきました。

少子・高齢社会や高度情報化社会などの進展に伴い、地方財政の行政需要は増大し、さらに、地方分権の推進等により大きな構造変化の中にありますが、景気動向や財源の移譲などが不透明の中、財政運営は非常に難しい状態にあります。

しかしながら、多様化する行政需要に対応し、市民福祉の充実や向上を図るため、財源を確保し、将来にわたる安定的な財政基盤を築くことが不可欠です。



## 基本方針

---

活力あるまちづくりや地域産業の振興などにより税源のかん養等を図るとともに、新税等の検討を進め、国民健康保険税、下水道使用料、保育所運営費保護者負担金等の受益者負担の適正化等にもとづき自主財源の確保に努めます。

さらに、行財政改革等にもとづき、事務事業や組織の見直し、経常的経費の削減、収益事業の経営改善などにより財源の確保を図り、中長期的な視点に立った財政運営の健全化を推進します。

## 財政計画

---

### 第1 総括的事項

社会経済情勢の変動や地方財政制度の改正等が予測されるなか、将来の財政収支を正確に見通すことは難しい面もありますが、計画的な財政運営を推進するため、次のとおり財政計画を策定します。

基本的な条件としては、現行の行財政制度を前提とし、過去の実績および現状等を踏まえ推計し、原則として、将来的な制度改正などに伴う変動要因等は算入しないこととします。

なお、各年度の予算編成については、今後の経済動向や地方財政対策などを踏まえ、調整し対応していきます。

### 第2 一般会計

平成 15(2003)年度から平成 19(2007)年度までの、5年間における一般会計の計画総額を、多様化する行政需要に対応し、市民福祉の向上や充実等を図るため、次の表のとおり、歳入を約 2,075 億円、歳出を約 2,130 億円と見込みます。

このうち、歳入の根幹を占める市税収入については、1,074 億円を見込み、国・都支出金等については、期間中の計画事業の内容にもとづき推計します。

また、歳出については、長期計画事業費を 211 億円と見込むほか、人件費、扶助費、公債費等の経常的経費を、現状等を踏まえ推計します。

なお、財源不足の対応については、税等の自主財源や特定財源の確保に努めるとともに、行財政改革大綱等にもとづき、行財政全般にわたる見直しを行い、効率的な行財政システムの確立などによる経費の削減を図り対応していきます。

更に、不足する場合には、基金の取り崩し等により対応しますが、基金については、将来を見据え、可能な限り残高の確保に努めていきます。

一般会計財政計画

歳入

(単位：百万円、%)

区分	計画額	構成比
市税	107,392	51.8
国・都支出金	40,560	19.6
市債	10,603	5.1
その他	48,899	23.5
合計( A )	207,454	100.0

歳出

区分	計画額	構成比
消費的経費	151,481	71.1
人件費	36,968	17.4
扶助費	43,299	20.3
その他	71,214	33.4
公債費	9,853	4.6
繰出金	27,013	12.7
その他	3,546	1.7
長期計画事業費	21,107	9.9
合計( B )	213,000	100.0
財源不足額( A ) - ( B )	5,546	

### 第3 特別会計

#### 1 国民健康保険

国民健康保険は、他の医療保険に比較して、無所得世帯や高齢者等の加入割合が高い制度上の構造から、運営基盤はぜい弱であり、更に年々増加する医療費、老人保健拠出金、介護納付金などにより、その運営は厳しさを増しています。

国は、平成17(2005)年を目途に社会保障制度の抜本的見直しを行い、年金、介護、高齢者医療を包括した総合的な枠組みを構築することとしています。本計画については、現行の制度等にもとづき、推計することとします。

運営財源については、国民健康保険税と国の負担金および補助金を基本としつつ、これに都の補助金および法令等による一般会計繰入金を加え、なお不足する財源については、市の財源補てん繰入金によって措置しています。

今後も、国や都の財政援助を要請していくとともに、給付と負担の関係の考え方にもとづき、医療給付費分にかかる国民健康保険税について、保険制度を維持していくための応分の負担を定めることなどにより、安定財源の確保を図っていきます。

一方、介護納付金分にかかる国民健康保険税については、毎年度の介護納付金から、国の負担金等を控除した額を案分し、介護保険第2号被保険者に賦課します。この場合の課税限度額は、法定の額を目標値とします。

なお、医療給付費分にかかる国民健康保険税の賦課率（医療費に占める保険税の割合）および課税限度額については、下表のとおり各年度の目標値を設定します。

年 度	賦 課 率	課税限度額	備 考
平成15(2003)年度		52万円	
平成16(2004)年度	42.0%	53万円	保険税、課税限度額改定
平成17(2005)年度		53万円	
平成18(2006)年度	42.0%	53万円	保険税改定
平成19(2007)年度		53万円	

## 2 収益事業

本市の財政運営に大きく貢献してきた収益事業は、平成 12(2000)年度の大幅な赤字から、平成 13(2001)年度には若干の黒字に転換したものの、公営競技全体の状況等から極めて厳しい経営環境にあります。

このため、経営改善計画にもとづき、売上の向上推進とともに労務関係経費を主とした開催経費の削減に努めています。

今後についても、収益事業の本来の目的である収益金の確保を図り、他会計への繰出しを行うため、開催一般経費や労務関係経費等の更なる削減により損益分岐点の改善を図る一方、売上向上対策として、S G競走の誘致などに努めていきます。

収益事業の長期的な売上推計については、収益事業を取り巻く環境等から、予測が非常に難しい面がありますが、本場の一般競走の1日売上げについては、平成 16(2004)年度までは若干下降していくものとし、平成 17(2005)年度以降については、ほぼ同水準で推移していくものと見込みます。

一方、歳出については、経営改善計画にもとづく平成 15(2003)年度までの「再建期間」以降についても、継続した損益分岐点の改善を推進するため、より一層、固定経費の削減を図り、収益事業本来の目的が達成できる安定した経営基盤を確保し、平成 16(2004)年度以降は、下表のとおり他会計への繰出しを行なうものとしします。

年 度	他会計繰出金	備 考
平成 15(2003)年度		
平成 16(2004)年度	600 百万円	S G 競走誘致
平成 17(2005)年度	400 百万円	
平成 18(2006)年度	400 百万円	
平成 19(2007)年度	600 百万円	S G 競走誘致

S G(スペシャルグレード)競走とは、毎年3月の総理大臣杯競走から12月の賞金王決定戦競走までの8大競走です。

### 3 下水道事業

汚水整備事業の現認可区域における整備進捗率は、平成 13(2001)年度末で約 94.8%となり、下水道普及率は、面積普及率で約 92.6%、人口普及率で約 99.6%となっています。

今後も、現認可区域の整備を図るほか、新たな地区における事業化を進めていきます。

雨水整備事業については、多摩川上流流域下水道雨水幹線の整備を踏まえ、東部地区の雨水幹線等の整備を進めます。

下水道事業の主たる財源は市債ですが、平成 13(2001)年度末の未償還元金は 323 億円余となっています。この債務には、計画期間中に償還が完了するものがある一方、新たな市債発行が加わります。

また、本市の使用料収入による経費回収率は、地形等の状況から経費が割高になるため、51.2%（平成 12(2000)年度多摩 29 市町の平均回収率は、72.1%）と低い率となっているとともに、事業の進捗に伴う、維持管理に要する経費も増高するため、今後の下水道事業財政運営は、引き続き厳しいことが予測されます。

このため、一層の内部努力による経費の節減を行うとともに、使用者負担の原則に立ち、下水道使用料について適正な負担を定めていくものとします。

なお、経費回収率については、次のとおり目標値を設定します。

財政計画期間	経費回収率			備 考
	維持管理費	資本費	計	
平成 15(2003)年度				
平成 16(2004)年度	100.0%	30.0%	54.3%	使用料改定
平成 17(2005)年度				
平成 18(2006)年度	100.0%	35.0%	57.0%	使用料改定
平成 19(2007)年度				

### 4 老人保健医療

老人保健医療制度は、人口の高齢化等に伴い医療費が増高し、制度を支える各医療保険者に大きな影響を与えています。

平成 14(2002)年 10 月、高齢者医療制度の患者負担の見直しを中心とした大幅な改正が行われ、老人保健医療の対象者が 70 歳以上から 75 歳以上に改められ、段階的に移行されます。また、財源についても公費負担が 3 割から 5 割に改められ、運営の安定化が図られます。

なお、国は、更に平成 17(2005)年を目途に、社会保障制度の抜本的な見直しの検討を進めていますが、本計画については、現行制度を前提に推計します。

財源については、法令等のルールにもとづき、支払基金交付金、国・都支

出金および一般会計繰入金をもって措置するものとします。

## 5 介護保険

要介護者等を社会全体で支える仕組みとして、平成 12(2000)年 4 月から始まった介護保険制度は、3 年を経過しました。

次期の介護保険事業計画については、学識経験者や被保険者の代表等による介護保険事業計画等策定委員会の検討結果により策定し、この計画にもとづき、平成 15(2003)年度から平成 19(2007)年度までの事業を推進・運営(保険料改定を含む。)していきます。

今後についても、保険者として一層の制度の普及・定着を図り、被保険者の理解と協力を得つつ、利用者の利便性を高めていきます。

更に、事業者と連携し、必要な指導を行うなど、被保険者にサービスを総合的かつ効率的に提供できるよう、新たな介護保険事業計画に沿った対応を図ります。

なお、平成 15(2003)年度以降も 3 年ごとに見直される介護保険事業計画については、介護保険事業計画等策定委員会を設置し、その検討結果にもとづき計画を策定していきます。

## 6 受託水道事業

引き続き、受託水道事業として継続し、給水区域内の未給水地区の解消、安全でおいしい水の安定供給を図るため水道施設の整備を促進するとともに、水の有効利用を図るため、漏水防止対策を推進します。

なお、事務委託制度については、東京都との協議にもとづき対応します。

## 7 病院事業

市立総合病院は、救命救急センターを備えた西多摩地域の中核的病院として、他の医療機関では対応することが困難な救急医療や、放射線治療、心臓血管外科等の高度医療および感染症等の特殊医療などの不採算医療を担うとともに、地域医療の確保に努めています。

診療報酬の引下げ等の医療保険制度の改正が行われるなか、病院経営は一層厳しい環境に置かれていますが、経費の節減などの経営改善に努め、「他会計補助金に依存しない財政運営」に努めていきます。

また、既存施設の計画的な改修により、施設の維持保全を図るとともに、財団法人日本医療機能評価機構の認定病院として、医療需要に見合った適正かつ効率的な医療提供体制の確保と医療水準の一層の向上を図り、質の高い医療を提供していきます。

なお、将来的な改築等に備えた財源の確保についても検討していきます。